

平成21年度

電波遮へい対策事業費等補助金
(地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業)

- ① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部
 - ・ 受信障害対策共聴施設を調査する事業
 - ・ 地上アナログテレビ放送の終了に関して調査分析を行う事業
 - ・ 受信障害対策共聴施設新設整備事業
 - ・ 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業
- ② 受信障害対策紛争処理事業
- ③ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

公 募 要 領

平成21年6月
総務省 情報流通行政局

目次

	頁
1 事業の目的・補助対象事業について	3
2 助成事業について	11
3 採択決定後の措置について	12
4 応募の要件及び審査の内容について	13
(別添) 応募書類の提出等について	

1 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

地上テレビジョン放送については、2011年7月24日に地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ完全に移行します。

これを実現するためには、テレビジョン放送を受信するすべての皆様に地上デジタル放送への対応方法等を十分ご理解いただくとともに、その準備として受信環境の整備を着実に行っていただくことが必要です。

本事業は、地上デジタル放送をさらに普及促進させていくため、①受信障害対策共聴施設にかかる地域の受信調査、②円滑な地上デジタル放送移行のための地上アナログテレビ放送終了の調査分析、③地上デジタル放送対応のための受信障害対策共聴施設・共同住宅共聴施設の整備の支援、④受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応にあたって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者、管理者等との間に民事的な紛争が生じた場合の法律専門家等による簡易な相談、あっせん及び調停を行う紛争処理体制の整備を行うために実施するものです。

※ 本事業につきましては、「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に基づき平成21年度予算により実施されるものです。

(2) 補助対象事業

「電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。)」に基づき、地上デジタル放送を円滑に推進するため、次に示す事業が補助対象となります。

① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

ア 受信障害対策共聴施設のデジタル化対応のための必要に応じた調査

受信障害対策共聴施設のデジタル化対応にあたって、必要な調査を行う業務

イ 地上デジタルテレビ放送への移行(地上アナログテレビ放送の終了)に係る調査・分析に関する業務

地上アナログテレビ放送の終了にあたって、リハーサルを行う地域を対象に調査・分析を行う業務

ウ 受信障害対策共聴施設新設整備事業

地上デジタルテレビ放送の受信障害対策にあたって、共聴施設を新設する場合に当該施設の管理者に対して助成金を交付する事務

エ 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業

受信障害対策共聴施設の改修の代替手段として有線テレビジョン放送施設により地上デジタル放送を視聴する場合に、当該共聴施設の管理者に対して助成金を交付する事務

② 受信障害対策紛争処理事業

ア 受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応に当たって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者、管理者等との間に民事的な紛争が生じた場合の法律専門家等による簡易な相談、あっせん及び調停を実施する業務

イ 上記アの業務に係る対応状況等の集計及び報告等に関する業務

ウ 上記アの業務に必要な情報収集及びノウハウ等の蓄積

エ 総合通信局、放送事業者、地方公共団体等関係機関及び団体との連携に関する業務

オ 上記アからエの業務を行うための拠点の整備及び運営等に関する業務

③ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

共同住宅共聴施設のデジタル化対応に当たって当該施設を改修する場合等に、当該施設の管理者に対して助成金を交付する事務

※ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部及び共同住宅共聴施設整備事業費補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他関係法令に基づく補助金交付手続を行うこととなります。そのため、応募者は当該交付手続に関する規程類を設けていただくこととなります。

※ なお、上記①の事業については、平成21年度デジタル受信相談・対策事業（採択団体：（社）デジタル放送推進協会）との連携を考慮し、1の対象事業としていません。

(3) 事業規模

13,949,393千円

(内訳)

① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部	4,469,674千円
② 受信障害対策紛争処理事業	720,969千円
③ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業	8,758,750千円

(4) 補助率

定額

(ただし、受信障害対策施設整備事業費補助事業の一部及び共同住宅共聴施設整備事業費補助事業については、交付要綱の定めによります。)

(5) 補助事業の期間

交付決定日から平成22年3月31日までとします。

(6) 補助金の交付の対象となる経費

- ・以下に具体的な経費の費目の例を示します。
- ・各経費の単価等については、応募者における各種規定類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- ・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部

補 助 対 象 経 費	
経費の区分	内 容
(1) 物品費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に必要な備品の購入、借用、又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
	①事務所整備費 事務所の整備に要する経費
	②消耗品費 事務所において補助事業を実施するために必要な消耗品の購入に要する経費
	③事務器具借料 事務所において補助事業を実施するために必要な事務機器の借料に要する経費
	④備品費 補助事業を実施するために必要な備品の購入に要する経費
(2) 労務費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業に従事する者等に対する労務費
	通勤手当 補助事業に従事するため事務所までの通勤に要する経費
(3) 業務委託費	地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行う上で必要な広報等業務に係る業務委託経費
	①受信障害対策共聴施設整備事業調査費 受信障害対策共聴施設整備事業を実施するために必要な調査に要する経費 [想定規模] 受信状況調査：約 8,000 施設
	②地上デジタルテレビ放送への移行に係る調査・分析費

	<p>地上デジタルテレビ放送への移行（地上アナログテレビ放送の終了）に伴う影響に係る調査分析に要する経費 [想定規模]</p> <p>地上アナログテレビ放送の終了に伴う影響調査： 1 地区以上（1 地区＝1 中継局の放送区域及びその周辺）</p>
(4) 諸経費	<p>文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費及び施設使用料、謝金等の地上デジタルテレビ放送普及促進事業を行うために必要な経費</p>
	<p>①文献購入費 本事業を実施するために必要な文献の購入に要する経費</p>
	<p>②光熱水料費 本事業を実施するために設置する拠点の運営に必要な光熱水料の使用に要する経費</p>
	<p>③コンピュータ使用料 本事業を実施するために必要なコンピュータの使用に要する経費</p>
	<p>④回線使用料 本事業を実施するために必要な電話代、インターネット回線接続・使用料等に要する経費</p>
	<p>⑤通信・運送費 本事業を実施するために必要な郵送料、機械・機材等の運搬のために要する経費（資料等運搬以外のためのタクシー代等は対象となりません。）</p>
	<p>⑥旅費 補助事業者の職員が事業遂行のための会議等出席及び実地調査等に同行する必要がある場合等に支払う旅費</p>
	<p>⑦周知広報費 本事業を実施するために必要な周知広報用資料の作成、配布、その他新聞、広報誌への掲載、インターネットホームページの開設・運営等に要する経費</p>
	<p>⑧施設使用料 本事業を実施するために必要な会議室、事務室等の使用に要する経費</p>
	<p>⑨謝金 本事業を実施するために必要な外部の専門家等に助言等を求めるために要する経費</p>
	<p>⑩役務費 本事業を実施するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費</p>

	⑪雑費 本事業を実施するために必要な諸手続等に要する経費
--	---------------------------------

イ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

補 助 対 象 経 費	
経費の区分	内 容
(1) 助成費	受信障害対策共聴施設整備事業（受信障害対策共聴施設新設整備事業及び受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業に限る。）の実施に必要な助成金の額
(2) 事務費	受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費
	①労務費 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に従事する者等に対する労務費 ア 通勤手当 補助事業に従事するため事務所までの通勤に要する経費
	②諸経費 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業を実施するために必要な事務経費 ア 役務費 本事業を実施するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費 イ 旅費 補助事業者の職員が事業遂行のための会議等出席及び実地調査等に同行する必要がある場合に支払う旅費 ウ 通信・運送費 本事業を実施するために必要な郵送料、機械・機材等の運搬のために要する経費（資料等運搬以外のためのタクシー代等は対象となりません。） エ 雑費 本事業を実施するために必要な諸手続等に要する経費 オ 委託費 本事業を行う上で必要な業務委託経費

② 受信障害対策紛争処理事業

補助対象経費	
経費の区分	内容
(1) 物品費	受信障害対策紛争処理事業に必要な備品の購入、借用、又は据付けに必要な経費、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、補助対象事業に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、修繕又は据付けに必要な経費
	①事務所整備費 事務所の整備に要する経費
	②消耗品費 事務所において補助事業を実施するために必要な消耗品の購入に要する経費
	③事務器具借料 事務所において補助事業を実施するために必要な事務機器の借料に要する経費
	④備品費 補助事業を実施するために必要な備品の購入に要する経費
(2) 労務費	受信障害対策紛争処理事業に従事する者等に対する労務費
	通勤手当 補助事業に従事するため事務所までの通勤に要する経費
(3) 業務委託費	受信障害対策紛争処理事業を行う上で必要な業務委託経費
(4) 諸経費	文献購入費、光熱水料、回線使用料、コンピュータ使用料、通信・運送費、旅費、周知広報費及び施設使用料、謝金等の受信障害対策紛争処理事業を行うために必要な経費
	①文献購入費 本事業を実施するために必要な文献の購入に要する経費
	②光熱水料費 本事業を実施するために設置する拠点の運営に必要な光熱水料の使用に要する経費
	③コンピュータ使用料 本事業を実施するために必要なコンピュータの使用に要する経費
	④回線使用料 本事業を実施するために必要な電話代、インターネット回線接続・使用料等に要する経費
	⑤通信・運送費 本事業を実施するために必要な郵送料、機械・機材等の運搬のため

	に要する経費（資料等運搬以外のためのタクシー代等は対象となりません。）
	⑥旅費 補助事業者の職員が事業遂行のための会議等出席及び実地調査等に同行する必要がある場合等に支払う旅費
	⑦周知広報費 本事業を実施するために必要な周知広報用資料の作成、配布、その他新聞、広報誌への掲載、インターネットホームページの開設・運営等に要する経費
	⑧施設使用料 本事業を実施するために必要な会議室、事務室等の使用に要する経費
	⑨謝金 本事業を実施するために必要な外部の専門家等に助言等を求めるために要する経費
	⑩役務費 本事業を実施するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費
	⑪雑費 本事業を実施するために必要な諸手続等に要する経費
	⑫委託費 本事業を行う上で必要な業務委託経費

③ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

補 助 対 象 経 費	
経費の区分	内 容
(1) 助成費	共同住宅共聴施設整備事業（共同住宅共聴施設のデジタル化対応のために改修する場合及びケーブルテレビに移行する場合に限る。）の実施に必要な助成金の額
(2) 事務費	共同住宅共聴施設整備事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費
	①労務費 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に従事する者等に対する労務費 ア 通勤手当 補助事業に従事するため事務所までの通勤に要する経費
	②諸経費

	<p>共同住宅共聴施設整備事業費補助事業を実施するために必要な事務経費</p> <p>ア 役務費 本事業を実施するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費</p> <p>イ 旅費 補助事業者の職員が事業遂行のための会議等出席及び実地調査等に同行する必要がある場合に支払う旅費</p> <p>ウ 通信・運送費 本事業を実施するために必要な郵送料、機械・機材等の運搬のために要する経費（資料等運搬以外のためのタクシー代等は対象となりません。）</p> <p>エ 雑費 本事業を実施するために必要な諸手続等に必要経費</p> <p>オ 委託費 本事業を行う上で必要な業務委託経費</p>
--	---

※ 受信障害対策紛争処理事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部及び共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に係る事務については、以下の処理件数が想定されています。処理件数に見合う処理単価、労務費等積算の作成をお願いします。

○受信障害対策紛争処理事業

- ・簡易相談業務 約1,960件程度
- ・あっせん及び調停業務 約840件程度

○受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

- ・受信障害対策共聴施設の新設 約100件程度
- ・ケーブルテレビへの移行 約2,000件程度

○共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

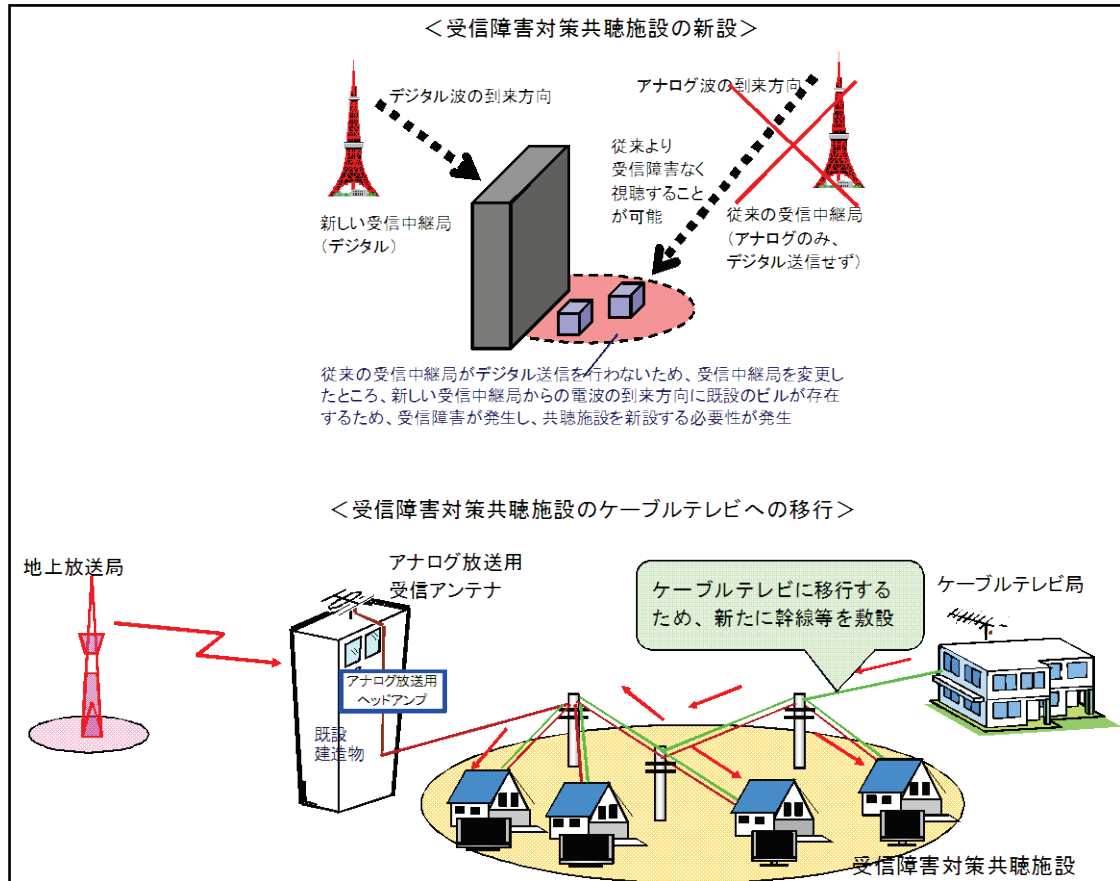
- ・共同住宅共聴施設の改修 約30,000件程度
- ・ケーブルテレビへの移行 約2,000件程度

※ なお、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業において追加されるケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等（導入に伴う初期費用）は含まれますが、移行後の維持管理費（利用料金）は含まれません。

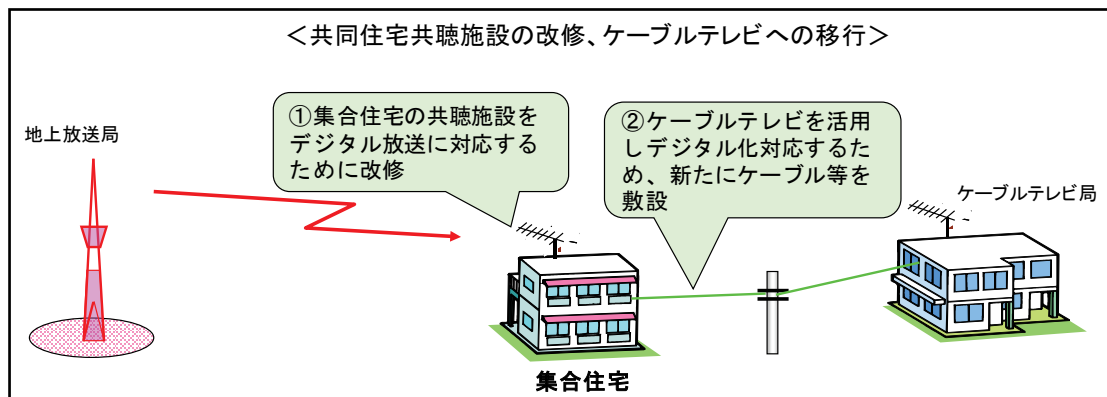
2 助成事業等について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他関係法令、交付要綱及び応募者が設けていただく交付手続に関する規程類に基づき、以下の各事業に係る助成事務を遂行していただきます。なお、特にこれらの事業の遂行に当たっては、総務省、放送事業者その他関係団体からの意見も踏まえてその遂行に努めていただきます。

○受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部



○共同住宅共聴施設整備事業費補助事業



3 採択決定後の措置について

(1) 公募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の審査の結果、交付要綱に基づく審査結果及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本公募により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご注意ください。

(2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定等に係る現地調査など）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした応募をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得たうえで、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

(3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただく若しくはインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承ください。

(4) その他

- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了（発注から支払まで）するものに限られます。
- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。
- ・ 補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者には帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に

際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。

- ・本補助事業の一部を外部に委託した場合には交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。

4 応募の要件及び審査の内容について

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

<p>① 応募の要件</p>	<p>ア 法人格を有し、かつ、放送分野に係る業務実績を有する団体であること。</p> <p>イ 補助事業を遂行するための体制が整備されていること。</p> <p>ウ 平成21年度当初予算により既に実施しているデジタル受信相談・対策事業（採択団体：（社）デジタル放送推進協会）と連携して取り組むことができること。</p>
<p>② 審査の内容</p>	<p>ア 基本的事項の審査</p> <p>(ア) 補助事業者としての適格性 応募者が放送分野における業務実績を有し、当該補助事業の実施機関として適格な団体であるか。</p> <p>(イ) 補助事業の実施体制 応募者が本事業を実施するに当たって人員、組織体制は適切か。</p> <p>(ウ) 補助事業の事業計画 応募者が提示する事業計画の内容が妥当なものであるか。</p> <p>(エ) 財政的基礎 応募者に本事業を実施するための財政的基礎があるか。</p> <p>(オ) 補助対象経費等の審査 応募者が提示する補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。</p> <p>イ 事業内容に関する審査</p> <p>(ア) 本事業の実施において、総合通信局、放送事業者、地方公共団体等関係機関、団体との連携体制が確保できるか。</p> <p>(イ) 本事業の実施において、等しく安定的、効率的に行えるか。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、資金管理を確実に行えるか。</p> <p>(エ) 本事業の実施に当たり、有効な提案、工夫（助成事業を遂行するための提案を含む。）が施されているか。</p>

	(オ) 本事業の実施に当たり、経費の内容が合理的かつ明確であり、経済性・効率性を十分に考慮したものとなっているか。
--	---

(2) 受信障害対策紛争処理事業

① 応募の要件	<p>ア 法人格を有し、かつ、放送分野に関する業務実績を有する団体であること。</p> <p>イ 本事業を遂行するための拠点を各都道府県に1以上設けること。</p>
② 審査の内容	<p>ア 基本的事項の審査</p> <p>(ア) 補助事業者としての適格性 応募者が放送分野における業務実績を有し、当該補助事業の実施機関として適格な団体であるか。</p> <p>(イ) 補助事業の実施体制 応募者が本事業を実施するに当たって人員、組織体制は適切か。</p> <p>(ウ) 補助事業の事業計画 応募者が提示する事業計画の内容が妥当なものであるか。</p> <p>(エ) 財政的基礎 応募者に本事業を実施するための財政的基礎があるか。</p> <p>(オ) 補助対象経費等の審査 応募者が提示する補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。</p> <p>イ 事業内容に関する審査</p> <p>(ア) 本事業の実施において、各都道府県に設置する実施拠点と総合通信局、放送事業者、地方公共団体等関係機関、団体との連携体制が確保できるか。</p> <p>(イ) 本事業の実施において、各都道府県に設置する実施拠点が等しく安定的、効率的に行えるか。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、資金管理を確実にできるか。</p> <p>(エ) 本事業の実施に当たり、有効な提案、工夫が施されているか。</p> <p>(オ) 本事業の実施に当たり、経費の内容が合理的かつ明確であり、経済性・効率性を十分に考慮したものとなっているか。</p>

(3) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

① 応募の要件	<p>ア 法人格を有し、かつ、放送分野に関する業務実績を有する団体であること。</p> <p>イ 補助事業を遂行するための体制が整備されていること。</p>
---------	--

	<p>ウ 平成21年度当初予算により既に実施しているデジタル受信相談・対策事業（採択団体：（社）デジタル放送推進協会）と連携して取り組むことができること。</p>
<p>② 審査の内容</p>	<p>ア 基本的事項の審査</p> <p>(ア) 補助事業者としての適格性 応募者が放送分野における業務実績を有し、当該補助事業の実施機関として適格な団体であるか。</p> <p>(イ) 補助事業の実施体制 応募者が本事業を実施するに当たって人員、組織体制は適切か。</p> <p>(ウ) 補助事業の事業計画 応募者が提示する事業計画の内容が妥当なものであるか。</p> <p>(エ) 財政的基礎 応募者に本事業を実施するための財政的基礎があるか。</p> <p>(オ) 補助対象経費等の審査 応募者が提示する補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。</p> <p>イ 事業内容に関する審査</p> <p>(ア) 本事業の実施において、総合通信局、放送事業者、地方公共団体等関係機関、団体との連携体制が確保できるか。</p> <p>(イ) 本事業の実施において、安定的、効率的に行えるか。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、資金管理を確実に行えるか。</p> <p>(エ) 本事業の実施に当たり、有効な提案、工夫が施されているか。</p> <p>(オ) 本事業の実施に当たり、経費の内容が合理的かつ明確であり、経済性・効率性を十分に考慮したものとなっているか。</p>

様式第1

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申請者 法人の住所、氏名及び
その代表者の氏名

印

平成21年度電波遮へい対策事業費等補助金の応募について
(うち ○○○○事業※)

平成21年度電波遮へい対策事業費等補助金(うち ○○○○事業※)について、下記のとおり応募します。

記

1 提案事業名

2 補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

3 事業完了予定日

完了予定日 平成 年 月 日

※ 複数の事業について応募する場合は、本要領の表紙に記載されている①～③の区分に沿って、当該事業の名称の記載をお願いします。

事業計画書

1 応募者の概要

企業・団体名			
所在地			
設立年月日			
代表者の役職及び氏名			
人員	人		
現在の活動内容			
直近1事業年度の決算	()年度決算 ()年()月～()年()月		
	収入の部	事業収入(物販やサービス提供の売上収入)	円
		会費収入	円
		行政等の補助金・助成金	円
		寄付金	円
		その他	円
		合計	円
	支出の部	事業費	円
		運営費	円
		その他	円
合計		円	

2 事業内容等

提案事業の名称
提案事業の概要について
提案事業の実施体制図
放送分野の事業実績

提 案 内 容 説 明 書

名 称	
申請者	
1 提案の背景	
2 事業の目的	
3 事業の実施体制等	
(1) 事業の実施体制	
(2) 事業の内容	
4 事業の実施計画	
(1) 実施項目の詳細	
(2) 事業実施計画 (スケジュールの詳細は別紙5の様式による。)	

経 費 配 分 書

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備 考
地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部	物品費		
	労務費		
	業務委託費		
	諸経費		
	合 計		

イ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備 考
受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部	助成費		
	事務費		
	合 計		

(2) 受信障害対策紛争処理事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
受信障害対策紛争処理事業	物品費		
	労務費		
	業務委託費		
	諸経費		
	合計		

(3) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
共同住宅共聴施設整備事業費補助事業	助成費		
	事務費		
	合計		

補助対象経費額内訳表

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		
合計		

イ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

(2) 受信障害対策紛争処理事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		
合計		

(3) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

事業実施計画（スケジュール）

平成21年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載してください。

事業内容	7月～9月	10月～12月	1月～3月

応募書類の提出等について

地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部及び受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部、受信障害対策紛争処理事業又は共同住宅共聴施設整備事業費補助事業への応募については、次のとおりとさせていただきます。

(1) 受付期間

平成21年6月10日(水)～7月1日(水) 17時必着

(2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本1部、副本1部(正本をコピーしたもの)の計2部を、上記期間までに総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信者支援室まで提出してください。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

総務省 情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信者支援室

電話:(代表)03-5253-5111(内線5792)、直通)03-5253-5792

(4) 提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成21年度中に支出される経費を記載してください。
- ② 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはA4版、片面印刷をお願いします(両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。)。記載はワープロ打ち、フォントは10ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。

なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

- ⑤ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

提出書類	書 類 名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第 1
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	別紙 1
	<input type="checkbox"/> 提案内容説明書	別紙 2
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙 3
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙 4
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画（スケジュール）	別紙 5
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（パンフレットなど） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書（1年分） <input type="checkbox"/> その他応募の要件を満たすことを証する書類	

（注）提出書類及び添付資料は、正・副各 1 部を提出してください。

(5) 採択件数

本件公募に対する採択件数は、外部有識者からの意見を踏まえ、各事業ごとにその中で最も優れた 1 件を採択案件として決定いたします。

(6) 採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）の決定後、デジタル放送受信者支援室から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

※公募申請における事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますので予めご了承ください。

(7) 公募スケジュール

6月10日（水）～7月1日（水）	受付期間
7月2日（木）～	採択審査、採択決定